

令和4年度北海道一般会計補正予算（第3号）

令和4年度北海道一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,609,834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,262,188,012千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		599,140,272	16,662,143	615,802,415
	2 国庫補助金	491,200,919	16,662,143	507,863,062
11 寄附金		800,481	5,038	805,519
	1 寄附金	800,481	5,038	805,519
12 繰入金		52,882,551	662,653	53,545,204
	2 基金繰入金	45,993,297	662,653	46,655,950
14 道債		517,919,500	280,000	518,199,500
	1 道債	517,919,500	280,000	518,199,500
歳入	合計	3,244,578,178	17,609,834	3,262,188,012

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		289,228,304	133,357	289,361,661
	3 学 事 宗 務 費	33,117,396	133,357	33,250,753
3 総 合 政 策 費		83,656,055	1,937,240	85,593,295
	9 交 通 政 策 費	43,544,284	1,899,800	45,444,084
	10 航 空 費	4,333,624	37,440	4,371,064
5 保 健 福 祉 費		667,974,270	385,860	668,360,130
	8 地 域 福 祉 費	38,823,162	229,320	39,052,482
	11 子 ども 子 育 て 支 援 費	73,558,044	156,540	73,714,584
6 経 済 費		413,616,103	11,838,585	425,454,688
	2 経 済 企 画 費	27,994,163	10,783,930	38,778,093
	6 中 小 企 業 費	350,671,803	1,054,655	351,726,458
7 農 政 費		124,495,858	1,463,907	125,959,765
	3 農 産 振 興 費	13,097,719	385,100	13,482,819

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 畜産振興費	7,251,525	1,049,938	8,301,463
	7 農地調整費	2,006,090	28,869	2,034,959
8 水産林務費		61,402,796	464,413	61,867,209
	1 水産林務管理費	6,674,207	2,120	6,676,327
	2 水産経営費	2,559,936	166,000	2,725,936
	3 水産振興費	206,399	285,474	491,873
	6 林業木材費	4,425,907	10,819	4,436,726
9 建設費		230,940,796	19,200	230,959,996
	1 建設管理費	40,461,331	19,200	40,480,531
10 警察費		131,147,229	104,400	131,251,629
	1 警察管理費	123,541,259	104,400	123,645,659
11 教育費		382,972,408	37,089	383,009,497
	8 保健体育費	919,043	37,089	956,132
12 災害復旧費		2,304,644	1,225,783	3,530,427

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 水産林業施設 災害復旧費	810,966	188,438	999,404
	3 土木施設災害復旧費	1,231,278	1,037,345	2,268,623
歳	出	合	計	
		3,244,578,178	17,609,834	3,262,188,012

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
漁 港 災 害 復 旧 費	76,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	118,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土 木 災 害 復 旧 費	308,000	同 上	10% 以内	同 上	546,000	同 上	10% 以内	同 上
合 計	517,919,500				518,199,500			